

悪臭ガス基準超過排出の法律適用に関する質疑への回答

雲南省生態環境庁宛て

貴庁より「『悪臭ガス基準超過排出に対する処罰の法律適用に関する昆明市生態環境局の伺い書』の転送について」の書簡（雲環函〔2019〕731号）確かに拝受致しました。検討させていただいた結果、下記の通り回答させていただきます。

記

一、関連する法律の規定

（一）排出基準を超過して大気汚染物質を排出したとき

大気汚染防止法第十八条においては、「企業・団体及びその他の事業者が、...大気中に汚染物質を排出する場合は、大気汚染物質排出基準に適合し、重点大気汚染物質排出総量規制の要求を遵守しなければならない。」

第九十九条においては、「本法の規定に違反する以下のいずれかの行為があったときは、県級以上の人民政府生態環境主管部門が是正または生産制限、生産を停止しての是正を命じ、併せて十万元以上、百万元以下の過料に処す。行為が悪質な場合は、批准権を有する人民政府の批准を経て、操業停止、閉鎖を命ずる。...（二）大気汚染物質排出基準を超過し、又は重点大気汚染物質排出総量規制指標を超過して大気汚染物質を排出したとき。...」と定められています。

（二）悪臭ガス排出防止措置を採らなかったとき

大気汚染防止法第八十条においては、「企業・団体及びその他の事業者の事業活動で悪臭ガスが発生する場合は、科学的に立地を選び、合理的な防護距離を取り、浄化装置の設置又はその他の措置を採って、悪臭ガスの排出を防止しなければならない。」

第一百七十七条においては、「本法の規定に違反する以下のいずれかの行為があったときは、県級以上の人民政府生態環境などの主管部門がその職責に従い是正を命じ、一万元以上、十万元以下の過料に処す。是正を拒否したときは、生産を停止しての是正、又は営業を停止しての是正を命ずる。...（八）悪臭ガス排出防止措置を採らなかったとき。」と定められています。

（三）飲食サービス業経営者が排出基準を超過して油煙を排出したとき

大気汚染防止法第八十一条第一項においては、「油煙を排出する飲食サービス業経営者は、油煙浄化設備を設置して正常に使用し、又はその他の油煙浄化措置を採って、油煙を

基準達成レベルまで排出し、付近の住民の正常な生活環境を汚染することを防止しなければならない。」

第一百八条第一項においては、「本法の規定に違反し、油煙を排出する飲食サービス業経営者が油煙浄化装置を設置せず、油煙浄化設備を正常に使用せず、又はその他の油煙浄化措置を採らず、排出基準を超過して油煙を排出したときは、県級以上の地方人民政府が定めた監督管理部門が是正を命じ、五千元以上、五万元以下の過料に処す。是正を拒否したときは、生産を停止しての是正を命ずる。」と定められています。

二、法律の適用に関する意見

環境行政処罰規則第九条においては、「当事者の一つの違法行為が同時に二つ以上の環境法律・法規又は規則の条項に違反したとき、効力等級の高い方の法律・法規又は規則を適用しなければならない。効力等級が同等である場合は、処罰の重い方の条項を適用することができる。」と定められています。

当部は、企業・団体及びその他の事業者が悪臭ガスの排出防止措置を採らず、基準を超過して悪臭ガスを排出したとき、大気汚染防止法第十八条と第八十条の定めと同時に違反し、当事者の一つの違法行為が同時に二つ以上の法律条項に違反した状況に該当すると考えます。環境行政処罰規則第九条の定めに基づいて処罰の重い方の条項を適用し、すなわち、大気汚染防止法第九十九条第二号の定めを適用して処罰しなければなりません。

注意すべき点としては、飲食サービス業経営者が油煙浄化装置を設置せず、油煙浄化設備を正常に使用せず、又はその他の油煙浄化措置を採らず、排出基準を超過して油煙を排出するという違法行為に対し、大気汚染防止法第八十一条第一項及び第一百八条第一項においてすでに特別な規定が設けられていることです。

従いまして、一般条項より特別条項の定めが優先して適用されるという原則に基づき、飲食サービス業経営者が油煙浄化装置を設置せず、油煙浄化設備を正常に使用せず、又はその他の油煙浄化措置を採らず、排出基準を超過して油煙を排出したときは、大気汚染防止法第一百八条第一項の定めを適用して処罰しなければならないと考えます。

本書をもって回答とさせていただきます。

生態環境部弁公庁

2020年3月20日

(本件は社会に対して公開する)

http://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk06/202003/t20200323_770198.html